

青森県報

第三千二百十六号

平成二十二年
三月二十六日
(金曜日)

目次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) …… 一

告 示

臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) …… 二

漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) …… 四

道路の区域の変更……………(道路課) …… 四

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) …… 五

公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 五

出先機関

青森県営農大学の短期研修……………(営農大学校) …… 五

教育委員会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正……………(職員福利課) …… 六

規

則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(□)中「二百三十六万六千円」を「二百四十万四千円」に改め、

同表の三の三の(□)の表中

一七、三〇〇円	一三、三〇〇円	三三、八〇〇円	三
二八、六〇〇円	三七、〇〇〇円	五一、六〇〇円	六

九、三〇〇円	四九、八〇〇円	七、三〇〇円
〇、五〇〇円	七五、九〇〇円	一〇、四〇〇円

一七、五〇〇円	二二、六〇〇円
二九、〇〇〇円	三七、五〇〇円

〇〇円	三三、三〇〇円	三九、九〇〇円	五〇、五〇〇円	七、四〇〇円
〇〇円	五一、三〇〇円	六一、三〇〇円	七七、〇〇〇円	一〇、五〇〇円

改め、同3の(□)の表中

五、六〇〇円	七、六〇〇円	一一、四〇〇円	一三、
九、一〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、九〇〇円	二〇、

八〇〇円	一七、五〇〇円	五、七〇〇円	七、七〇〇円	一一、六〇〇円
〇〇〇円	二五、四〇〇円	九、二〇〇円	一一、二〇〇円	一七、一〇〇円

円	一四、〇〇〇円	円	一七、七〇〇円
円	二〇、三〇〇円	円	二五、八〇〇円

しくは「に」、「応急修理」を「応急修理」に改め、「できない者」の下に「又は大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同六の二中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万二千百円」を「二万六千六百円」に改め、同1の(三)中「二万九千百円」を「二万八千七百円」に改め、同1の(四)中「一万五千八百円」を「一万五千六百円」に改め、同1の(六)中「二万五千七百円」を「二万五千四百円」に改め、同1の(七)中「二万五千九百円」を「二万五千六百円」に改め、同1の(八)中「一万四千五百円」を「一万四千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の一の2の(一)、三の3並びに六の1及び2の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

告 示

青森県告示第百七十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

															青森県立弘前高等技術専門学校	青森県立青森高等技術専門学校	臨時の職業訓練を実施する能力を開発校の名称			
															訓練種類 職業訓練 職業訓練課程・短期課程・職業課程		職業訓練課程			
															対象者 公共職業安定所に求職申込みを行う者 職業安定所長は職業安定所長に推薦を受けた者					
養成科	ビジネススキル	介護福祉科	販売実務科	医療事務科	ネットビジネス科	OA事務科	ITビジネス実践科	一般事務科	簿記・企業会計科	ネットビジネス基礎科	介護福祉科	総合IT科	医療事務科	介護福祉サービスク	OA販売実務科	IT簿記経理科	OAビジネス科	訓練科目	期間	定数
	三月	二月	三月	三月	三月	三月	六月	三月	六月	三月	二月	六月	三月	三月	三月	三月	三月			
	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回	×二〇回			

青森県告示第百七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館元宇田九一番地一 佐々木 昭 治 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八番地三 小 川 光 幸 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越二九三番地二 五十嵐 忠 彦	外ヶ浜

青森県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	九艘泊脇野沢線	むつ市脇野沢蛸田一二の四から むつ市脇野沢蛸田一一の三まで	前 後	一一・〇〇・三三メートルから 一一・〇〇・三三メートルまで	二八・九六メートル	
2	県道	岩崎西目屋弘前線	中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上八四の一から 中津軽郡西目屋村大字村市字元五〇の七まで	前 後	六二・四〇メートルから 六二・四〇メートルまで	二、〇六〇・〇〇メートル	
3	県道	妙堂崎五所川原線	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川二の二から 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字林三三の六から 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川一〇〇まで 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川一〇〇まで	前 後	一五・九・八〇メートルから 一五・九・八〇メートルまで	一三六・八〇メートル	

4	県道	島守八戸線	八戸市大字是川字下田中沢一の二から八戸市大字是川字下田中沢一の二まで	前	一〇・七〇メートルから一〇・三〇メートルまで	九六・〇〇メートル
				前	一〇・七〇メートルから一〇・〇〇メートルまで	一一五・一八メートル
				後	一八・七〇メートルから一〇・三〇メートルまで	九六・〇〇メートル

青森県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十二年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
八戸市
- 二 都市計画事業の種類
八戸都市計画下水道事業（八戸市公共下水道）
- 三 事業施行期間
昭和三十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
なし
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十一年四月十三日青森県告示第百七十六号）の事業地のうち長者四丁目、吹上二丁目、大字糠塚字柳ノ下地内において事業地を変更する。

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
下北郡大間町大字大間字奥戸上道二三の二の三の一部、二四の三の一部、二五の二の一部、二七の二の一部及び五三の二の一部、大字大間字上野四〇の三の一部（第二工区）	東京都江東区深川二丁目二の一八株式会社 J P ビジネスサービス

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

青森県営農大学校長 下 平 孝 則

- 一 研修の種類、期間、受講者の定員等
- 1 農業機械利用技能者育成研修

特別研修	農作業安全研修	農業機械整備研修	農業機械士養成研修	指導農業機械士養成研修	研修の種類
各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	平成二十二年八月二日から同月六日まで	平成二十二年十一月二十五日から同月二十六日まで	平成二十二年九月六日から同月十日まで	平成二十二年一月二十四日から同月二十八日まで	期 間
若十名	八人	十人	三十五人	十人	受講者の定員
各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。	農業者及び農業関係者	農業者及び農業関係者	農業者及び農業関係者	青森県営農大生	受講対象者
	大型特殊免許、またけん引、免許（いすゞ、自動耕作用、自動限定、技能試験受検、及び農業機械士養成研修教科の一部）	トラクターの点検・整備・修理	コンバインの点検・整備・修理	農業機械士技能検定試験受検資格取得	摘 要

2 新規就農チャレンジスクール

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
準備コース	平成二十二年五月から同年十一月まで（各月一回、計七日間）	十五人	新規就農志向者	
実践コース	平成二十二年五月から同年十一月まで（土日、祝祭日を除く）	五人	インターン・Uターン就農希望者、他産業からの新規参入希望者、就農希望の定年退職者等で、研修終了後に確実に就農すると見込まれる者	

二 所要経費

- 次の経費は、受講者の負担とする。
- 1 テキスト代・農場実習栽培経費（新規就農チャレンジスクール実践コースのみ）
 - 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
 - 3 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費（十一月から四月の間）、諸経費

教育委員会

青森県教育委員会告示第三号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日

青森県教育委員会

表公立学校栄養教諭採用候補者選考試験及び県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考試験の項を削る。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一番七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭